

## 第3回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和2年9月24日（木）午前8時00分から午前9時00分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 15人  
会長 15番 中井 悟  
会長職務代理 7番 西元 道啓  
委員 1番 黒川 利光 2番 近藤 一祝  
3番 高山 重人 5番 岩間 勇市  
6番 宮武 正人 8番 吉田 靖志  
9番 石井 妙司 10番 金子辰四郎  
11番 安田 伸二 12番 坂野 幸夫  
13番 坂井 明治 14番 杉本 峯一  
16番 伊藤 忠幸
- 4 欠席委員
- 5 議事日程
  - 第1 会議録署名委員の指名について
  - 第2 会期の決定について
  - 第3 諸報告について
  - 第4 現況証明願いについて
  - 第5 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 第6 農地法第6条第1項の規定による報告について
  - 第7 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
  - 第8 北海道農業士認定候補者の推薦に係る意見書について
  - 第9 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
  - 第10 9月11日から12日にかけての大雨による被害状況について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 木村 恭史  
農地係長 福岡 直樹

## 7 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、15名であります。定足数に達しておりますので、これから第3回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程にしたがって進めて参ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、3番 高山委員と5番 岩間委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第2回の総会以降は特にありません。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号現況証明願いについてを議題とします。

NO1からNO2について、一括上程します。

担当調査員から、順次調査の報告をお願いいたします。

16番  
(伊藤委員)

番号1、2番について説明いたします。9月8日、中井会長、岩間委員と私と3名で現地を確認してきました。場所については、別紙航空写真のとおりですが、番号1番は〇〇〇の裏手にある土地です。現況につきましては、木が生い茂っており、農地採草放牧地以外として確認しました。よろしく願いいたします。

番号2番については、場所は〇〇宅付近となっており、現況は木が生い茂っており、農地採草放牧地以外として確認しました。よろしく願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。  
何か質疑ありませんか。

全委員

質疑なし

議 長

質疑なしと認めます。  
議案第1号は、調査員の報告を承認し、証明書を交付することとします。  
日程第5、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。  
NO1について、一括上程します。  
事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長)

議案第2号 別紙の者から、農地等の使用貸借権の設定をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和2年9月24日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。権利の区分は使用貸借権の設定です。貸借理由は、後継者に経営を移譲するため、引き続き、後継者に農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は使用貸借、価格は無償です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から令和12年9月23日までです。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、引き続き、経営移譲に伴う契約であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、許可相当であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

それでは、引き続き、担当委員から補足説明を願います。

13番  
(坂井委員)

番号1番について、説明いたします。内容につきましては、事務局説明のとおりです。場所につきましては、〇〇宅より〇〇にある農地です。よろしくお願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。  
議案第2号は、原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

議案第2号については、原案のとおり受理することとします。  
日程第6、議案第3号 農地法第6条第1項の規定による報告  
についてを議題とします。  
事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長)

議案第3号 農地法第6条第1項の規定による報告について、  
農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人から提出の  
あった事業報告について、各要件の確認を求める。令和2年9月  
24日提出、蘭越町農業委員会会長名。

各法人からの報告内容の説明の前に、法人要件について確認を  
させていただきます。

平成28年4月1日施行により、呼称が農地所有適格法人となり  
ました。法人形態は、株式会社、持分会社または農事組合法人。  
事業要件は、売上高の過半が農業であること。構成員・議決権要  
件は、農業関係者で常時従事者等の議決権が、総議決権の1/2超、  
農業関係者以外の構成員で保有できる議決権は、総議決権の1/2  
未満となっております。役員要件は、役員の過半が農業の常時従  
事者であり、年間150日以上。役員または重要な使用人のうち、  
1人以上が農作業に従事、年間60日以上となっております。

番号1、令和2年9月11日付けで〇〇〇より平成31年4月  
1日から令和2年3月31日事業年度の農地所有適格法人報告書  
の提出がありました。内容については、記載のとおりとなってお  
ります。事務局で形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役  
員要件を確認したところ、各要件とも、適正であろうと考えます  
ので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長

ただ今事務局から説明があり、各項目の要件について確認をし  
たとのことですが、報告内容について、質疑ありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

質疑なしと認めます。

今回提出のあった、農地所有適格法人について、報告内容を確認した結果、いずれも要件を満たしているものとして、決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、議案第3号については、原案どおり決定し、事務局に法人台帳を整備していただくこととします。

日程第7、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

NO1について、一括、上程します。

事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。令和2年9月24日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は、田が〇〇〇円、畑が〇〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和2年11月1日、対価の支払期限は令和2年10月末日です。価格は総額で〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

NO1について、担当委員の補足説明を願います。

2番  
(近藤委員)

番号1番について、説明いたします。〇〇が〇〇のため来年度から農業ができないこととなり、所有権を移転し、〇〇が受け入れることとなりました。場所については、〇〇〇の手前、畑については〇〇〇円であり、条件が非常に悪く、石も多く生産性が低い農地となっております。水田については、〇〇〇円、圃場が昔のままであり、小さく1反から大きくても2反から3反となっている。傾斜地も多く条件が非常に悪い。〇〇については、所有権移転後は〇〇〇とすることで確認を取っております。

議長

これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長

質疑なしと認めます。  
議案第4号は、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

議案第4号については、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知します。

日程第8、議案第5号 北海道農業士認定候補者の推薦に係る意見書についてを議題とします。

事務局から説明願います。

事務局  
(木村局長)

議案第5号 北海道農業士認定候補者の推薦に関わる賛同について、令和2年9月24日提出、蘭越町農業委員会会長名。

この度、北海道農業士認定候補者となっている方は、3名おります。

〇〇〇さん、〇〇生まれ〇〇歳。〇〇〇さん、〇〇生まれ〇〇歳。〇〇〇さん、〇〇生まれ〇〇歳。お手元に、町からの賛同依頼文をお配りしております。依頼年月日は、3名とも令和2年9月14日です。

候補者に関わる説明の前に、北海道農業士制度について口頭で説明させていただきます。北海道農業士制度は、地域の担い手として優れた能力を有し、経営改善や地域農業の振興に積極的に参加、協力を行う意欲旺盛な農業者の活動を助長することを目的と

して昭和50年に創設したもので、地域農業の中核的な担い手として、今後より一層活躍が期待される農業者を市町村長の推薦により知事が認定するものです。道内認定者数は令和元年度当初で1,713名となっております。

農業士の役割として、①新規就農者への助言、②経営改善や地域農業の振興に関する協力、③地域リーダーを目指した資質の向上や地域活動の意欲的な取り組みが挙げられます。

次に農業士の認定要件3点について説明させていただきます。

1つ目は、道や市町村、JAなど関係機関団体等が実施する研修や農業改良普及センター等が実施する研修会に積極的に参画するなど資質向上への意欲の高い方となっております。

2点目が、道内で農業に5年以上従事しており、原則30歳以上の方となっております。

3点目が、経営改善に積極的に取り組むと共に経営改善や青少年活動と地域活動に率先して参加活動している方、以上の3点が認定要件となっております。

それでは、候補者に関わる説明をさせていただきます。お手元の3名分がまとまった依頼書をご覧ください。各3名に下欄に1ページと記載のあるページですが、様々な研修に参加して、資質向上の意欲が高いかという認定要件の1点目に当たるものです。中段右にあります「2研修歴」に記載がありますとおり、様々な研修に参加しております。2点目の5年以上農業に従事し、原則30歳以上という認定要件ですが、同ページ上段の氏名の右側に就農した年齢、就農年数について3名とも要件をクリアしております。3点目の地域活動に率先して活動しているという認定要件ですが、下欄に3ページと記載のあるページの上段にあります「9認定候補者の各種地域行事等への参加状況」に記載のあるとおり、地域に貢献をしております。

その他にも3名とも地域の様々な活動に積極的に参加しており、町では先ほど説明させていただきました北海道農業士の3つの認定要件をクリアしており、賛同については候補者として妥当であると判断し、この度農業委員会へ賛同の依頼がきているということを私からの説明に代えさせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長

これより、質疑及びご意見を伺います。

質疑・ご意見はありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

これをもって質疑を終了します。  
異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

議案第5号については、候補者の推薦に賛同することとし、意見書を町に提出いたします。

日程第9 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局から報告願います。

事務局  
(福岡係長)

報告第1号 令和2年8月27日付けで、〇〇〇さんから、全農地の〇〇番〇外〇筆について、相続により所有権を取得した旨の届出があったので、報告いたします。

議 長

日程第10、報告第2号 9月11日から12日にかけての大雨被害状況について、事務局から報告願います。

事務局  
(木村局長)

9月11日から12日にかけての大雨被害状況についてですが、11日午後10時過ぎから降り始めた雨は、1時間に30mmを超える激しい雨(36.5mm)となり、翌12日午前1時頃に勢いは弱まったものの、午前2時過ぎまで降り続き、短時間のうちに100mm(22:30~2:40、105mm、48h 113.5mm)を超える大雨となりました。

11日未明の被害状況調査については、足元も暗く二次災害の恐れもあることから、農林水産課・農業委員会職員により翌12日午前5時招集、6時から被害調査を実施しました。被害状況ですが、調査終了段階では被害戸数19戸、内訳としましては、畦やため池決壊による土砂流入、用水路オーバーフローにより水稻(一部そば等含む)3,830.8a、トマト24.0a、併せて3,954.8aが浸水等の被害となっております。

水路、ため池、畦等の復旧にきましては、土地改良区が各地区において災害復旧事業について聞取りを行っており、また、河川については建設課で対応しております。畔等については、土地改良と道により調整しております。土砂の流入については、自己復旧という話に進んでいるようです。農林水産課内部で協議中とな

っております。

議 長

その他の報告を事務局からお願いします。

事務局  
(木村局長)

1つ目、次回総会については、10月30日金曜日、午後1時30分予定とします。

なお、11月2日月曜日、午後3時に収穫感謝祭があり、参加者を制限、規模縮小し開催予定となりました。つきましては、毎年恐縮ですが委員の皆様には、農産物を次回の総会10月30日までに提供くださいますよう、ご協力のお願いに併せ出席のほどよろしくお願いたします。

2つ目、農地パトロールについて、10月19日の週を予定しております。詳細が決まり次第、追って連絡致しますのでよろしくお願いたします。

3つ目、〇〇〇について、〇〇〇が送付され、〇〇〇されております。〇〇〇については、来月総会において報告させていただきます。

4つ目、〇〇〇についてですが、〇〇〇、〇〇〇しております。また、〇〇〇は〇〇〇を受けていないとのことでした。

5つ目、情報共有として、〇〇〇についてですが、〇〇〇から連絡があり、〇〇〇を進めるにあたり、〇〇〇に係る判断をしたいとのことでした。

最近の〇〇〇の動向ですが、〇〇〇であり、〇〇〇に来庁するよう促しています。また、〇〇さんは〇〇〇指導し、事務局としても注視していくこととします。

2番  
(近藤委員)

豪雨災害について、集中的に100mm以上の豪雨で流木や土砂等が水田に入ったと。小河川の氾濫で水を飲み込めず、町道から流れた水が流れてきた。最近、河川整備があまりされていない状況、今の管では大水になった場合、対応できず飲み込めない。町としても早急に対応してもらえるよう、町に対して農業委員会として要請も必要かと考える。

事務局  
(木村局長)

私の方でも建設課へ確認を取りますが、これからも同じような災害は起こりうる。農業委員会の総会において、このような意見があったことも建設課へ話しをしておきます。また、町に対して要望書を提出するなど、強く要望していくことも必要と考えます。

10番  
(金子委員)

町政懇談会などで要望はしているが、予算の関係上なかなか対応してはくれない。

議長

その他、何かありませんか。

全委員

ありません。

以上で報告を終わります。

閉会宣言

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第3回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午前9時00分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議長 ㊟

署名委員 ㊟

署名委員 ㊟